

平成 27 年度 神奈川県児童・生徒の問題行動等調査〔確定値〕

調査結果の概要（公立学校分）

■ 主な調査結果の前年度比較（〇〇部については、速報値からの変更箇所）

項目（調査対象）	27 年度	26 年度	増減
暴力行為の発生件数 （公立小・中・高等学校）	<u>7,277 件</u>	6,461 件	<u>816 件</u> 増加
いじめの認知件数 いじめの改善率 （公立小・中・高・特別支援学校）	7,916 件 98.6%	6,479 件 98.3%	1,437 件増加 0.3 ポイント増
小・中学校長期欠席者数 （公立小・中学校）	<u>13,832 人</u>	13,024 人	<u>808 人</u> 増加
うち、小・中学校不登校 児童・生徒数	<u>8,936 人</u>	9,363 人	<u>427 人</u> 減少
高等学校長期欠席者数 （公立高等学校）	6,727 人	6,945 人	218 人 減少
うち、高等学校不登校 生徒数	3,183 人	3,676 人	493 人 減少
中途退学者数 （公立高等学校）	2,753 人	3,163 人	410 人 減少

* 中学校には中等教育学校前期課程を、高等学校には中等教育学校後期課程を含む

■ 目 次

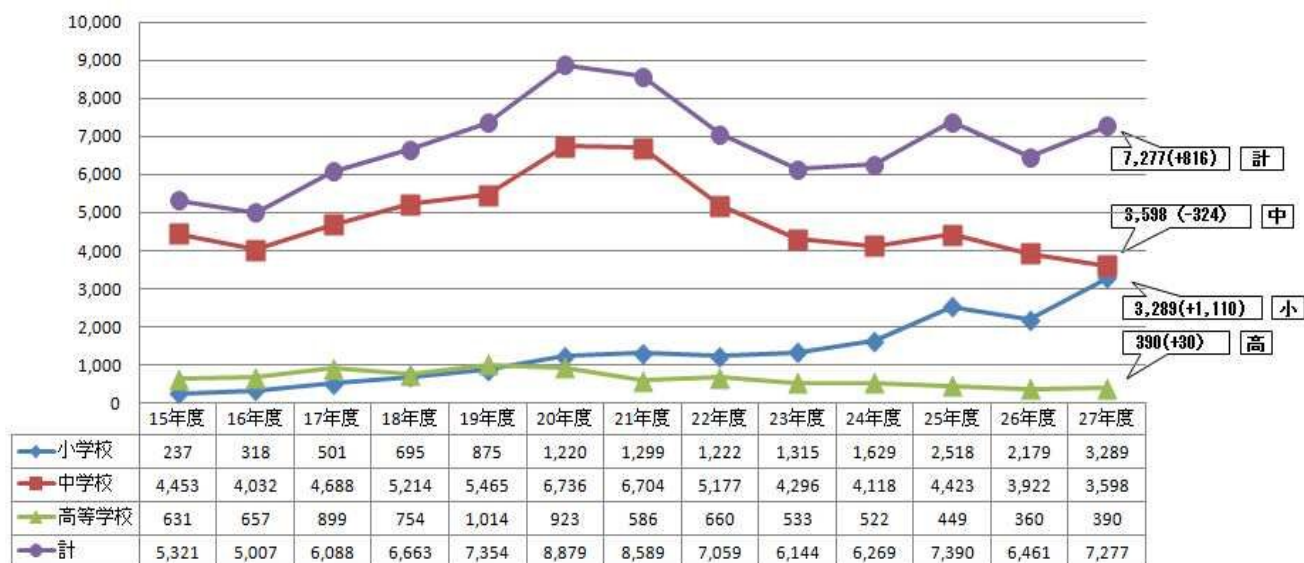
暴力行為について（公立小・中・高等学校）	・・・ 1
いじめについて（公立小・中・高・特別支援学校）	・・・ 3
長期欠席・不登校について（公立小・中学校）	・・・ 5
長期欠席・不登校について（公立高等学校）	・・・ 8
中途退学者について（公立高等学校）	・・・ 8
〔参考〕文部科学省による定義・調査基準	・・・ 9
不登校、いじめ、暴力行為 地域別の状況（公立小・中学校）	・・・ 11
項目別調査結果の概要と捉えについて	
1 暴力行為の状況（公立小・中・高等学校）	・・・ 13
2 いじめの状況（公立小・中・高・特別支援学校・県・市町村教委）	・・・ 14
3 長期欠席・不登校児童・生徒の状況（公立小・中学校）	・・・ 16
4 長期欠席・不登校生徒の状況（公立高等学校）	・・・ 19
5 中途退学者等の状況（公立高等学校）	・・・ 20
6 自殺の状況（公立小・中・高等学校）	・・・ 21
7 出席停止の状況（公立小・中学校）	・・・ 21
8 教育相談の状況（県・市町村教育委員会）	・・・ 21
神奈川県教育委員会の主な取組について	・・・ 22

平成 29 年 3 月

神奈川県教育委員会

暴力行為について（公立小・中・高等学校）

暴力行為の発生件数の推移（神奈川県公立小・中・高等学校）【件】



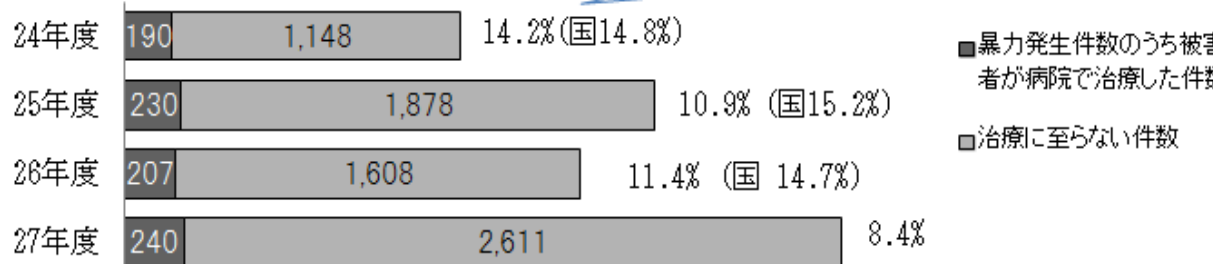
公立小・中・高等学校における平成27年度の暴力行為の発生件数は、前年度より816件増加し7,277件でした。小学校は、前年度より1,110件増加し3,289件で、中学校は、324件減少し3,598件でした。また、高等学校は、前年度より30件増加し390件でした。

被害者が病院で治療した割合が低下しました

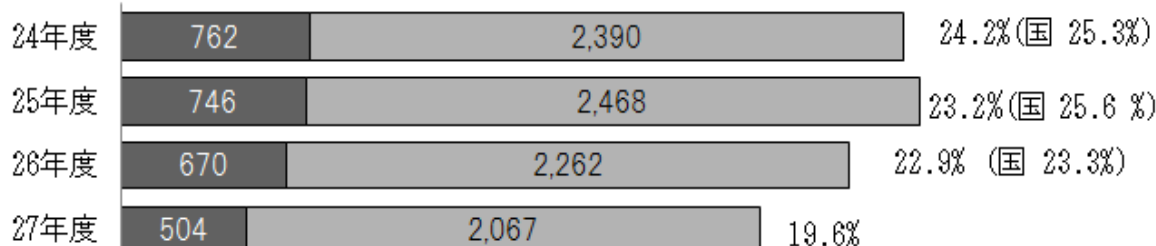
小・中学校において、器物損壊を除いた暴力行為の発生件数のうち、当該暴力行為により被害者が病院で治療した割合は低下しています。暴力行為の発生件数が増加した小学校でも、前年度から3.0ポイント低下して8.4%となりました。学校では、病院で治療に至らない事案も暴力行為として捉え、適切な指導に努めています。

小学校における暴力行為発生件数【件】

被害者が病院で治療した割合【%】
(器物損壊を除いた暴力行為の発生件数のうち)



中学校における暴力行為発生件数【件】

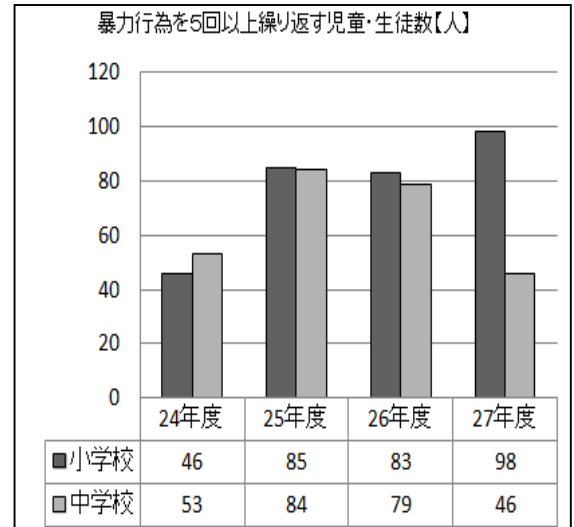


暴力行為を繰り返さないよう、早い段階から粘り強い指導・支援が必要です

暴力行為を5回以上繰り返す児童・生徒数について、小学校では15人増加して98人、中学校では、33人減少して46人となっています。

繰り返し暴力行為を起こす要因として、「本人の粗暴的な性格」や「本人の規範意識の低さ」に加え、「友達との人間関係をうまく構築できない」や「家族関係のなかでのストレスや葛藤がある」が多くあげられています。

暴力行為を起こす児童・生徒に対しては、1人の教員で対応するのではなく、早い段階からスクールカウンセラー等も含めたチームで対応し、「警察・児童相談所等の関係機関と連携した指導」などの指導・支援を継続的に行うことが大切です。

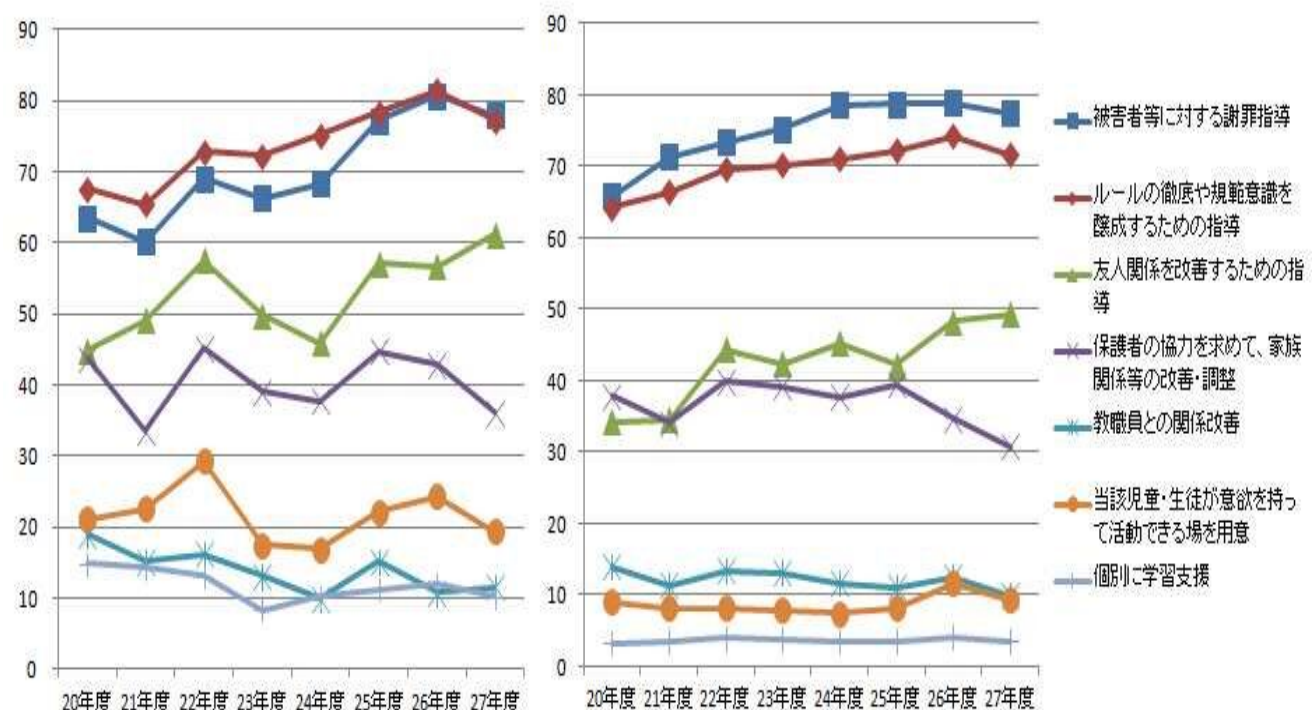


児童・生徒に対して意欲の向上や居場所づくりにつながる指導が大切です

暴力行為を起こした児童・生徒に対する学校の対応として、「被害者等に対する謝罪指導」「ルールの徹底や規範意識を醸成するための指導」など、自分の行為に対してしっかりと向き合う指導が多く見られます。また、小・中学校において「友人関係を改善するための指導」が増加しています。

暴力行為を起こした児童・生徒に対する指導は、これらの指導を基本としながらも、「当該児童・生徒が意欲を持って活動できる場を用意」や「個別に学習支援」等の様々な視点から生徒の意欲の向上や居場所づくり、自己肯定感の醸成等につながる指導をしていくことが大切です。

小学校における加害児童(延べ人数)に対する指導等の内容の割合【%】 中学校における加害生徒(延べ人数)に対する指導等の内容の割合【%】



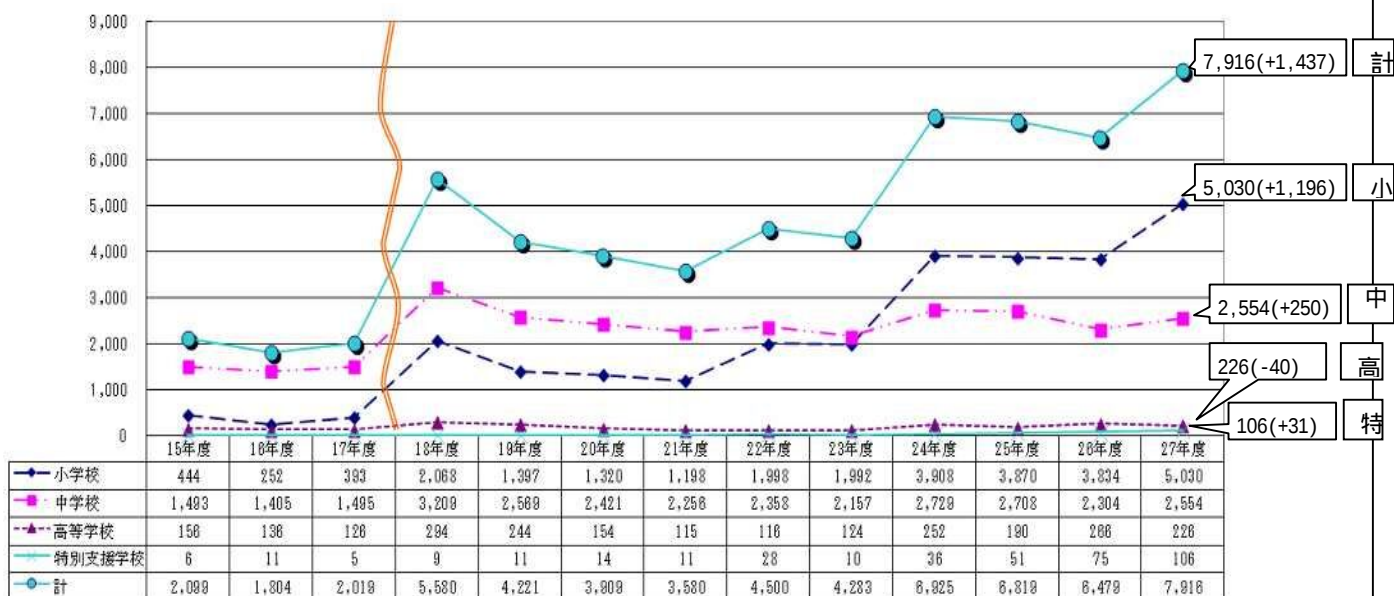
いじめについて（公立小・中・高・特別支援学校）

公立小・中・高・特別支援学校において、

前年度より1,437件多い、7,916件のいじめを認知しました

いじめの認知件数の推移（神奈川県公立小・中・高・特別支援学校）【件】

*18年度にいじめの定義が変更された

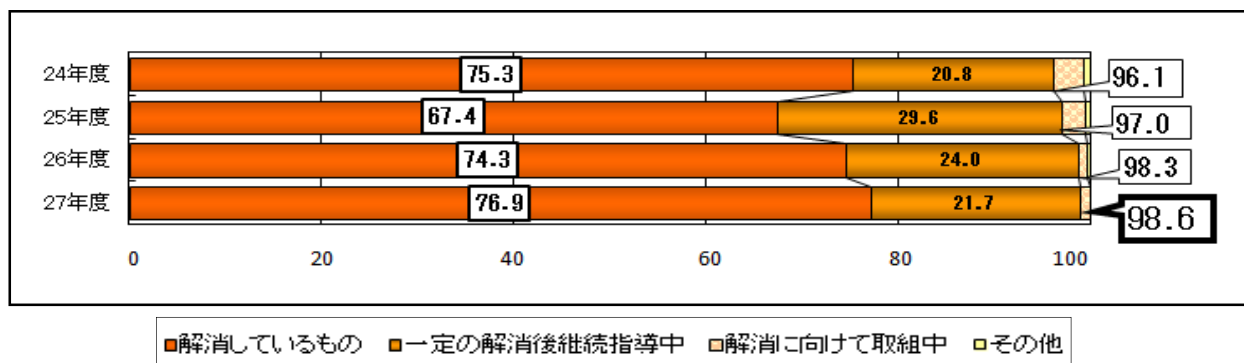


公立小・中・高・特別支援学校において、前年度より1,437件多い、7,916件のいじめを認知しました。国によりいじめの認知に関する考え方が詳細に示され、各学校では、いじめられたとする児童・生徒の立場に立ち、いじめの初期段階のものも含め、積極的に認知しています。

学校では、引き続き「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こりうる」という基本的な考えに立ち、ふざけやじゃれあいが重なり合えば、いじめにつながるということも含め、今一度「いじめとは何か」を、全ての児童・生徒と教職員、さらに保護者や地域住民と共に考え、取組を進めていくことが大切です。

*いじめの改善率が向上しました

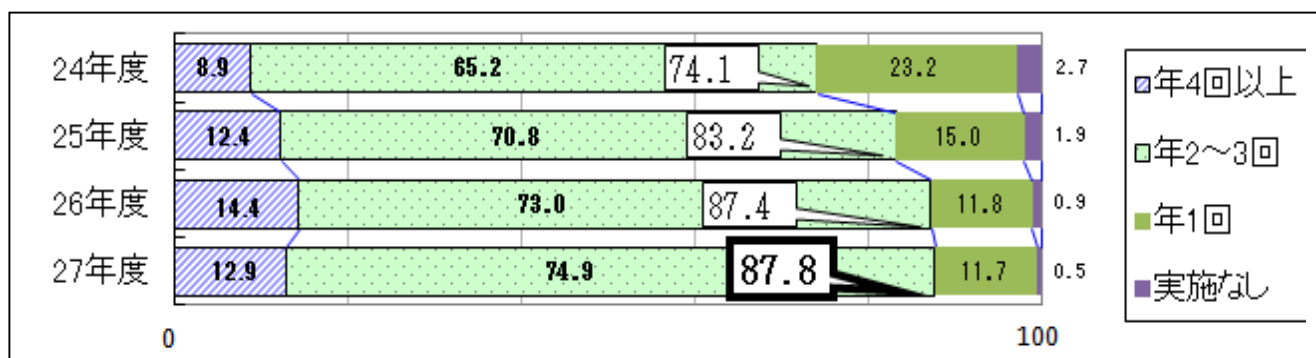
*いじめの改善率：いじめの認知件数のうち、年度内に「解消しているもの」と「一定の解消が図られたが、継続支援中」を合わせた件数が占める割合
いじめの改善率（公立小・中・高・特別支援学校）【％】



いじめの改善率は、この4年間で2.5ポイント上昇し、27年度は98.6%になりました。今後も各学校では、認知したいじめに対して教員がひとりで抱え込まず、チームで協力して速やかに対応（早期発見・適切な対応）し、一定の解消後も指導・支援を継続することが大切です。

「いじめの実態把握のためのアンケート調査」の複数回実施が進んでいます

アンケート調査の実施及び実施頻度（公立小・中・高・特別支援学校）【％】



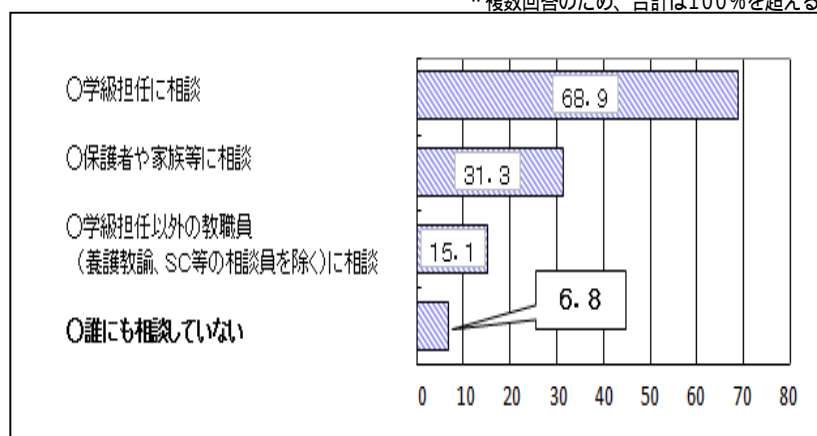
いじめの実態把握のためのアンケート調査について、年2～4回以上実施する学校の割合が上昇しています。複数回、定期的の実施することで、児童・生徒にとって声をあげやすい環境を整えています。

いじめられた児童・生徒の相談状況（公立小・中・高・特別支援学校）【％】

* 複数回答のため、合計は100%を超える

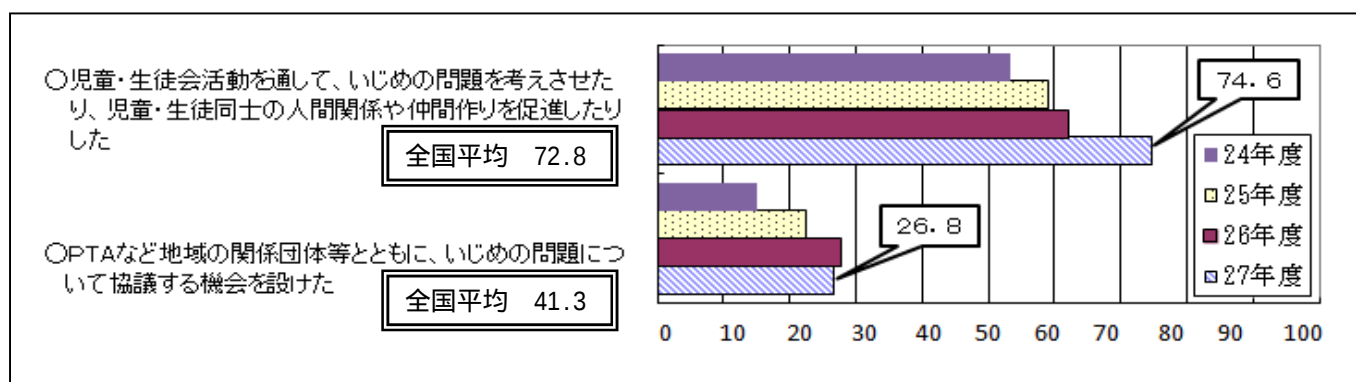
また、いじめられた児童・生徒の相談状況において、どの校種も「学級担任に相談」する割合が最も多くなっており、その他、複数の人に相談をしている様子もうかがえます。

一方、「誰にも相談していない」児童・生徒が6.8%います。（小・中・高と年齢が上がるにつれてその割合が上昇しています。）子どもたちには、「SOSの出し方」や「苦しい時には、誰かに相談してよい」ことを繰り返し伝えることが大切です。



児童・生徒主体の取組が進む一方、地域との協働の充実が必要です

いじめに対する日常の取組（全体に占める取り組んでいる学校の割合）（公立小・中・高・特別支援学校）【％】



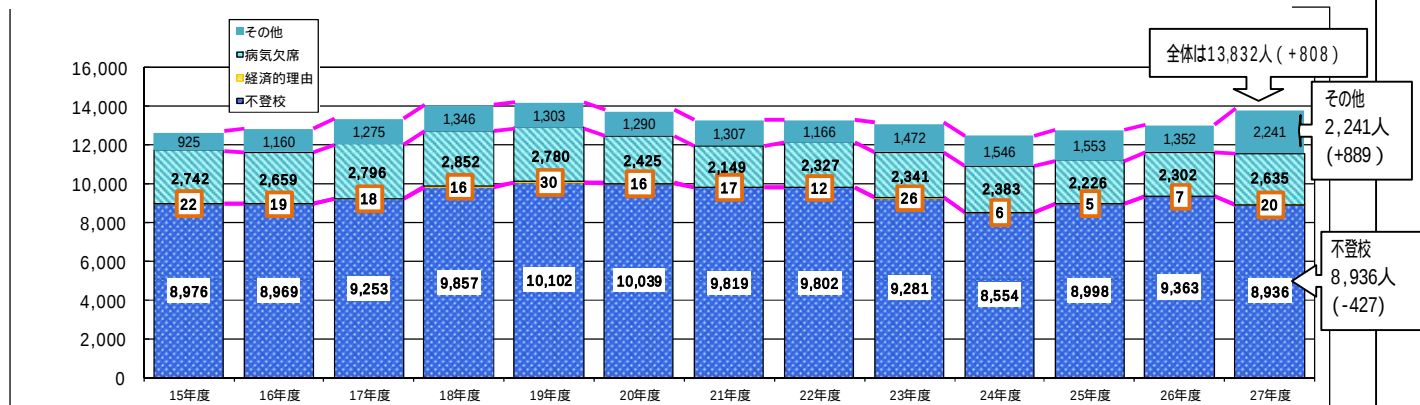
「児童・生徒会活動、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進」し、児童・生徒が、いじめを「自分たちの問題」として捉え、自ら主体的に考え、行動するための取組が進んでいます。今後、より一層児童・生徒による自治的な活動を推進することが大切です。

一方、学校とPTA・地域等が「いじめの問題について協議する機会を設け」いじめは社会性を身に付ける途上にある児童・生徒が集団で活動する場合、起こりうるものであることや学校のいじめに対する取組や基本方針等について共通理解を図る取組を、今後さらに充実させる必要があります。

長期欠席・不登校について（公立小・中学校）

長期欠席者数（30日以上）全体が増加し
そのうち不登校児童・生徒数が減少しました

理由別長期欠席者（年度間に通算30日以上欠席した児童・生徒）数の推移（神奈川県公立小・中学校）【人】



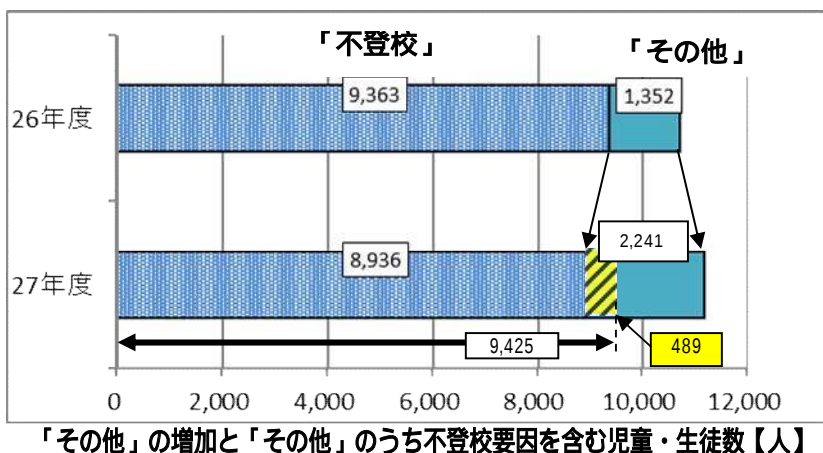
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
不登校	8,976	8,969	9,253	9,857	10,102	10,039	9,819	9,802	9,281	8,554	8,998	9,363	8,936
(出現率) %	1.38%	1.37%	1.40%	1.48%	1.51%	1.49%	1.45%	1.45%	1.37%	1.27%	1.34%	1.40%	1.34%
経済的理由	22	19	18	16	30	16	17	12	26	6	5	7	20
病気欠席	2,742	2,659	2,796	2,852	2,780	2,425	2,149	2,327	2,341	2,383	2,226	2,302	2,635
その他	925	1,160	1,275	1,346	1,303	1,290	1,307	1,166	1,472	1,546	1,553	1,352	2,241
長期欠席合計	12,665	12,807	13,342	14,071	14,215	13,770	13,292	13,307	13,120	12,489	12,782	13,024	13,832
(出現率) %	1.94%	1.96%	2.02%	2.11%	2.12%	2.04%	1.96%	1.96%	1.94%	1.86%	1.91%	1.95%	2.08%
全児童・生徒数	652,354	653,169	659,758	665,367	669,617	674,857	678,141	677,288	677,226	672,971	670,158	667,037	664,426
長期欠席に占める不登校の割合	70.87%	70.03%	69.35%	70.05%	71.07%	72.90%	73.87%	73.66%	70.74%	68.49%	70.40%	71.89%	64.60%

公立小・中学校における長期欠席者数は、前年度より808人増加し13,832人、うち不登校児童・生徒数は、前年度より427人減少し、8,936人でした。

「不登校」「経済的理由」「病気」のいずれにも該当しない
*「その他」が急増しました

*「その他」：欠席理由のうち 欠席理由が二つ以上あり（例えば「不登校」と「病気」、「経済的理由」と「病気」など）主たる理由が特定できない者。何らかの家庭の事情（例えば「外国での長期滞在」「保護者の教育に関する考え方」「家族の介護」「家事手伝い」等）から長期欠席をしている者。今年度、国の調査で、この類型が強調されました。

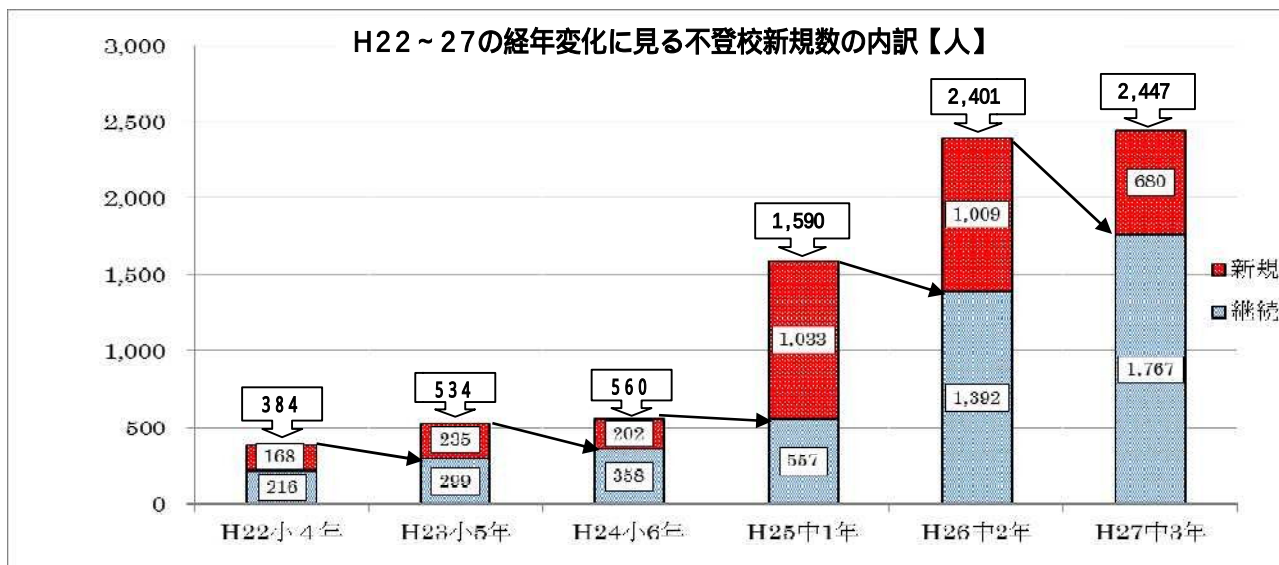
「その他」に分類されている児童・生徒数が、前年度より889人増加し、2,241人いることに留意する必要があります。



「その他」のうち、不登校要因を含む児童・生徒数（新規項目）が489人()でした。これを「不登校」に加算した9,425人は、昨年度の不登校児童・生徒数を上回っています。

長期欠席の要因や背景が、多様化・複雑化し、学校だけでは支援が難しいケースが増えています。学校では欠席している児童・生徒の状況を丁寧に見極め、個々の状況に応じた、支援体制の構築や専門機関との連携協力の充実を図り、チームとして取り組むことが大切です。

**不登校児童・生徒数の減少に向けては 新たな不登校を生まない
未然防止および早期発見・初期対応の取組が必要不可欠です**



平成27年度中学3年生のデータを経年で見ると、不登校児童・生徒数は、学年が上がるにつれて増加しています。なかでも、中学1年で急増し、2年でも更に増加しています。

このことから、小学校時代に不登校に至っていないまでも、休みがちだった児童について、中学校がその状況をきめ細かく把握しておくことが必要であることから、小学校は必要な情報を、中学校に適切に引き継ぐことが大切です。

次に、不登校状態が前年度より「継続」している児童・生徒と、当該学年に「新規」に不登校になった児童・生徒を比較してみました。学年が一つ進み、不登校でなくなる児童・生徒が一定数見られますが、それ以上に新規の不登校児童・生徒が増え、全体数の増加につながっていることがわかります。

このことから、不登校児童・生徒数の減少に向けては、新たな不登校を生まない未然防止および早期発見・初期対応の取組が必要不可欠です。

未然防止の取組 「居場所づくり」「絆づくり」

そこで、小中学校の連携はもちろん、学校だからこそできる新たな不登校を生まないための「未然防止」の取組を大切にします。

学校生活のあらゆる場面で、全ての児童・生徒が存在感を得られるよう、一人ひとりに活躍の場や役割を用意したり、「わかる授業」を工夫したりするなど「居場所づくり」に努め、同時に豊かな人間関係づくりをあと押しする取組を用意し、「絆づくり」を図るなど、全ての児童・生徒に対して、全ての教職員が「居場所づくり」「絆づくり」のバランスのとれた「魅力ある学校づくり」に努めます。

早期発見・初期対応の取組 「月3日欠席への対応」

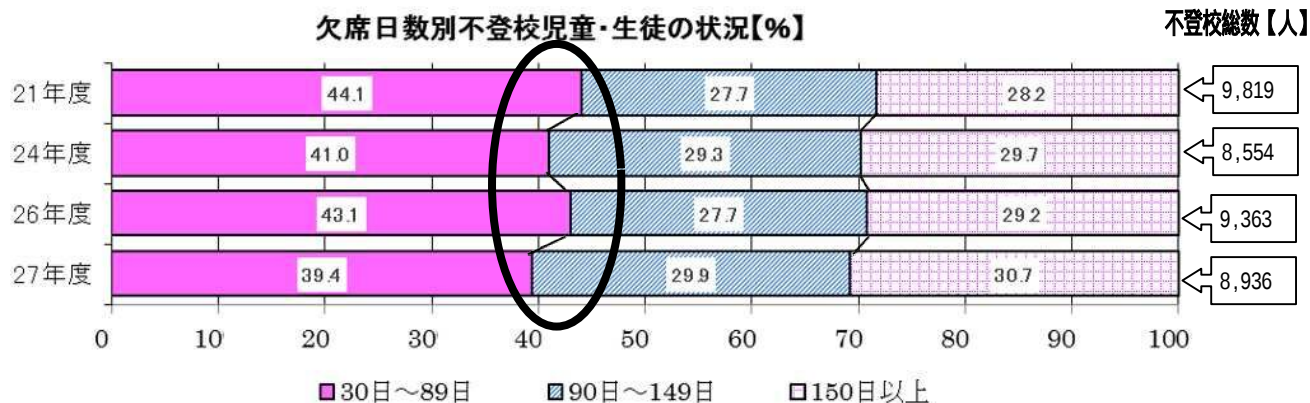
早期発見・初期対応として、まずは欠席した児童・生徒には「1日目電話！2日目手紙！3日目家庭訪問！」を合言葉に、休み始めの時期に積極的に関わることが必要です。

そして「月3日程度欠席する児童・生徒」の状況を、教育相談コーディネーターをはじめ、学校全体で把握し、当該児童・生徒につながるのある学年職員やクラブ・部活動の顧問等を中心に、丁寧な対応に努め、登校してきた際には多くの教職員が温かい声を掛けるなど、担任だけで抱え込まない体制づくりが大切です。

このように「早期発見・初期対応」を学校全体で心がけ、「新たな不登校」を生まないための取組の充実を図ります。

不登校児童・生徒には、保護者や関係機関とのチームによる継続した支援が必要です。

欠席日数が少ない段階からのチーム支援



本県の公立小・中学校の不登校児童・生徒数は、平成19年度が最多で、以降平成24年度まで減少傾向にありました。その後再び平成26年度にかけて、増加しました。

上のグラフからは、減少した平成21～24年度にかけて、欠席日数30～89日の割合が大きく低下し、増加した平成24～26年度にかけては、同じエリアの割合が上昇していることがわかります。

この比較的欠席日数が少ない（月3日～10日程度欠席）段階において、学校では、これ以上欠席が長引かないよう、個々の児童・生徒の状況に応じた手立てをとることが大切です。

欠席要因や背景が多様化・複雑化する中で、欠席日数を長期化させないためには、早い段階から、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門職と連携して、欠席の要因や背景を把握し、指導や支援の方針をしっかりと定め、心理面のサポートや家庭環境の改善などチームで取り組む必要があります。

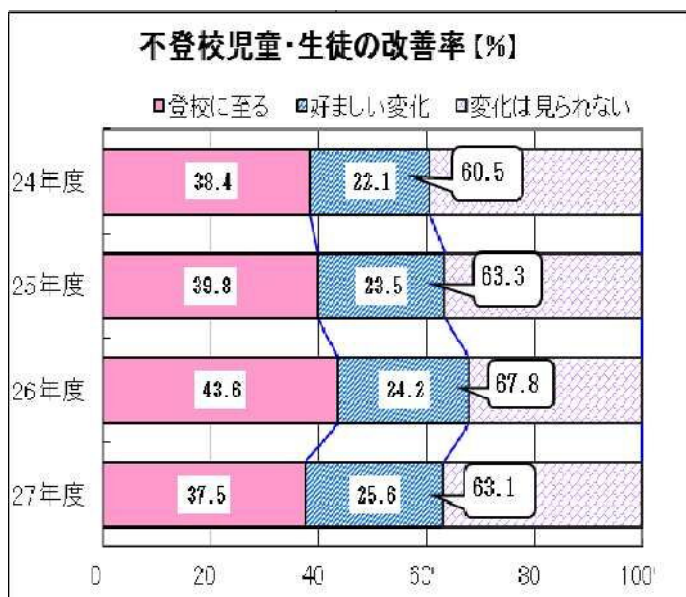
あせらず 粘り強く 継続的な支援

不登校児童・生徒の改善率は、「登校に至る」「好ましい変化」の合計で捉えると、前年度より4.7ポイント減少し63.1%でした。

これは、多様な要因や背景により、不登校の改善が難しくなっているあらわれと捉えられます。

学校では、将来の社会的自立や学校生活の再開に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門職との連携のほかに、市町村が設置する教育支援センターや民間のフリースクール等と連携しながら、保護者とともに、あせらず、粘り強く、チームで継続的な支援をしていくことが大切です。

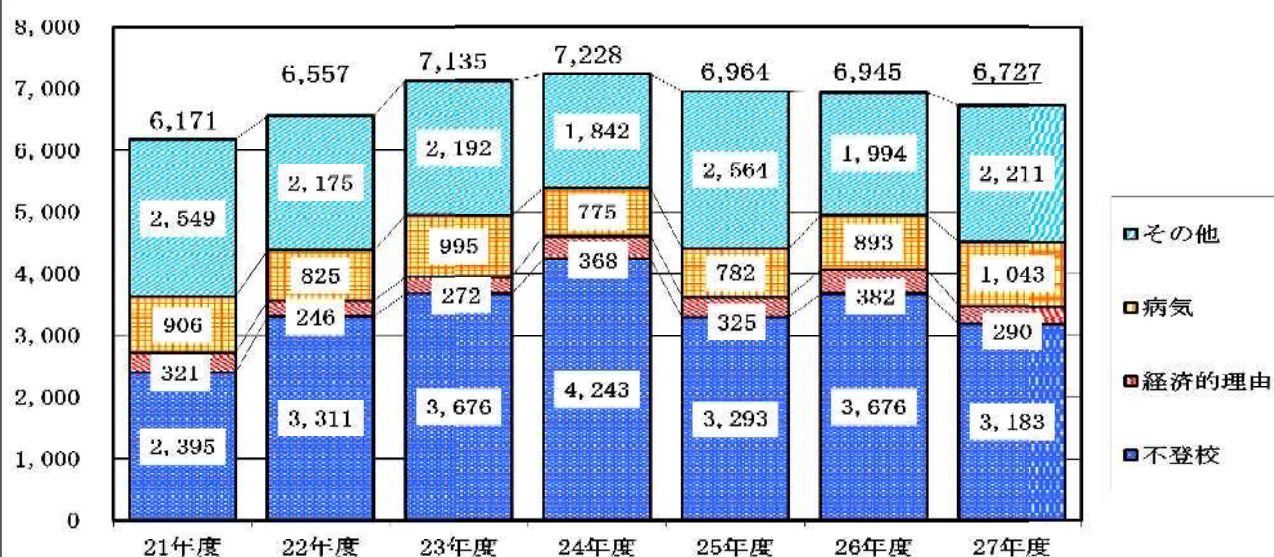
特に、個々の状況に応じた多様な学習の機会や場を提供する必要があります。



長期欠席・不登校について（公立高等学校）

長期欠席者数全体は減少し
そのうち不登校生徒数も減少しました

理由別長期欠席者数の推移[神奈川県公立高等学校全日制・定時制合計【人】]



欠席理由に関わらず、長期欠席者へのきめ細やかな支援に取り組んでいます。

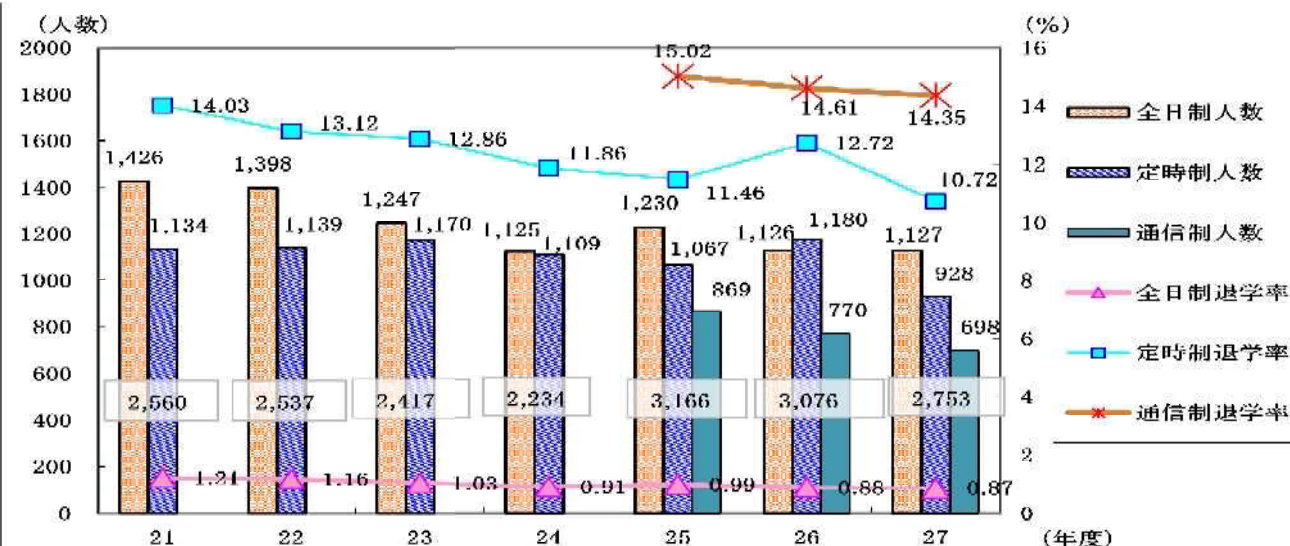
公立高等学校における長期欠席者数については、6,727人となり、前年度より218人減少しました。うち不登校生徒数は3,183人（長期欠席者の47.3%）で、前年度より493人減少しました。

長期欠席者が減少したのは、欠席理由に関わらず、早期発見・早期対応に努め、長期欠席者へのきめ細やかな支援に取り組んだ結果と考えています。

中途退学者について（公立高等学校）

中途退学者数は減少しました

公立高等学校における中途退学者数の推移[全日制・定時制・通信制別]【人】



中途退学者を減少させるため、学習意欲や通学意欲を高める支援に努めています。

公立高等学校全体における中途退学者数は2,753人でした(全日制は1人増加、定時制は252人減少、通信制は72人減少)。中途退学率については、全日制、通信制はほぼ横ばい、定時制は低下しました。

これは、各学校において、一人ひとりの学びのペースや個別のニーズに合わせた学習指導と、さまざまな課題を抱えた生徒に対する支援体制の充実の効果が現れた結果と考えており、引き続き、指導と支援の充実を図っていきます。

[参考] 文部科学省による定義・調査基準

○「暴力行為」

「暴力行為」とは、「自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態に分類し調査しています。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外としています。

「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）の例

- ・ 指導されたことに激高して教師の足を蹴った
- ・ 教師の胸ぐらをつかんだ
- ・ 教師の腕をカッターナイフで切りつけた
- ・ 養護教諭めがけて椅子を投げつけた
- ・ 定期的に来校する教育相談員を殴った
- ・ その他、教職員に暴行を加えた

「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る）の例

- ・ 同じ学校の生徒同士が喧嘩となり、双方が相手を殴った
- ・ 高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた
- ・ 部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具で叩いた
- ・ 遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた
- ・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、怪我には至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした
- ・ その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた

「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例

- ・ 学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りにした
- ・ 偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり、蹴ったりした
- ・ 登下校中に、通行人に怪我を負わせた
- ・ その他、他者（対教師及び生徒間を除く）に対して暴行を加えた

「器物損壊」（学校の施設・設備等の損壊）の例

- ・ 教室の窓ガラスを故意に割った
- ・ トイレのドアを故意に壊した
- ・ 補修を要する落書きをした
- ・ 学校で飼育している動物を故意に傷つけた
- ・ 学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
- ・ 他人の私物を故意に壊した
- ・ その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

なお、調査においては、当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないかといったことや、怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、例に掲げているような行為、内容及び程度等がそれを上回るようなものをすべて対象としています。

○「いじめ」

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとします。

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係のある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とします。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

（注1）個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行ってください。特にいじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との定義が限定して解釈することのないようにしてください。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

- (注2)「一定の人的関係のある他の児童・生徒」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童・生徒と何らかの人的関係を指します。
- (注3)「行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含まれます。
- (注4)「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。
- (注5)けんかは除きますが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童・生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要です。

○「長期欠席者」及び「不登校」等欠席理由

本調査において

「長期欠席者」とは、1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒をいいます。

「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」に分類します。

「病気」は、「本人の心身の故障等(けがを含む)により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席すること」です。(自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童・生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む)

「経済的理由」は、「家計が苦しくて教育費が出せないとか、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席すること」です。

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)」をいいます。

○「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない(できない)。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しない等、不安を理由によって登校しない(できない)。

「その他」は、上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席することです。

○「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席する。
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席する。
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している。
- ・欠席理由が2つ以上あり(例えば「病気」と「不登校」など)、主たる理由を特定できない。

「その他」における「うち、不登校の要因を含んでいる者」には、「その他」に該当する者のうち、欠席理由が2つ以上ある中の1つに「不登校」の要因を含む者とする。

暴力行為、いじめ、長期欠席 地域別の状況（公立小・中学校）

資料5

1 暴力行為の発生件数〔地域別〕（中等教育学校を除く）

▲減少

	平成27年度				平成26年度				平成27、26年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	2,080	1,826	3,906	14.8	1,655	2,045	3,700	14.0	425	▲ 219	206	0.8
川崎市	106	202	308	3.0	103	239	342	3.4	3	▲ 37	▲ 34	▲ 0.4
相模原市	350	365	715	13.4	108	282	390	7.2	242	83	325	6.2
横須賀市	123	177	300	10.0	101	188	289	9.4	22	▲ 11	11	0.6
湘南三浦	73	287	360	4.6	47	405	452	5.8	26	▲ 118	▲ 92	▲ 1.2
県央	418	396	814	12.2	103	403	506	7.6	315	▲ 7	308	4.6
中	86	209	295	6.6	33	218	251	5.6	53	▲ 9	44	1.0
県西	53	134	187	7.3	29	130	159	6.1	24	4	28	1.2
神奈川県	3,289	3,596	6,885	10.4	2,179	3,910	6,089	9.1	1,110	▲ 314	796	1.2

2 いじめの認知件数〔地域別〕（中等教育学校を除く）

	平成27年度				平成26年度				平成27、26年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	1,343	509	1,852	7.0	1,781	666	2,447	9.2	▲ 438	▲ 157	▲ 595	▲ 2.2
川崎市	661	147	808	8.0	619	185	804	8.0	42	▲ 38	4	0.0
相模原市	875	513	1,388	25.9	338	225	563	10.4	537	288	825	15.5
横須賀市	240	160	400	13.3	132	116	248	8.1	108	44	152	5.2
湘南三浦	225	375	600	7.7	167	379	546	7.0	58	▲ 4	54	0.7
県央	683	424	1,107	16.6	421	329	750	11.2	262	95	357	5.4
中	848	291	1,139	25.4	277	284	561	12.4	571	7	578	13.0
県西	155	133	288	11.2	99	118	217	8.3	56	15	71	2.9
神奈川県	5,030	2,552	7,582	11.4	3,834	2,302	6,136	9.2	1,196	250	1,446	2.2

3 理由別長期欠席児童・生徒数「地域別」(中等教育学校を除く) は1,000人あたりの人数

		平成27年度 長期欠席					平成26年度 長期欠席					平成27、26年度比較 長期欠席				
		計	不登校	病気	経済的 理由	その他	計	不登校	病気	経済的 理由	その他	計	不登校	病気	経済的 理由	その他
横浜市	小	2,090	1,029	520	2	539	1,814	1,120	396	0	298	276	▲ 91	124	2	241
	中	2,994	2,338	365	9	282	2,859	2,608	167	2	82	135	▲ 270	198	7	200
	合計	5,084	3,367	885	11	821	4,673	3,728	563	2	380	411	▲ 361	322	9	441
		19.3	12.8				17.6	14.1				1.7	▲ 1.3			
川崎市	小	724	293	192	0	239	754	271	300	0	183	▲ 30	22	▲ 108	0	56
	中	1,243	980	162	0	101	1,188	1,003	151	0	34	55	▲ 23	11	0	67
	合計	1,967	1,273	354	0	340	1,942	1,274	451	0	217	25	▲ 1	▲ 97	0	123
		19.5	12.6				19.4	12.7				0.1	▲ 0.1			
相模原市	小	350	169	82	1	98	338	252	57	0	29	12	▲ 83	25	1	69
	中	776	652	67	1	56	745	725	16	0	4	31	▲ 73	51	1	52
	合計	1,126	821	149	2	154	1,083	977	73	0	33	43	▲ 156	76	2	121
		21.0	15.3				20.1	18.1				0.9	▲ 2.8			
横須賀市	小	283	127	102	0	54	269	111	108	0	50	14	16	▲ 6	0	4
	中	589	480	95	0	14	555	433	89	0	33	34	47	6	0	▲ 19
	合計	872	607	197	0	68	824	544	197	0	83	48	63	0	0	▲ 15
		29.1	20.2				26.9	17.8				2.2	2.5			
湘南三浦	小	576	238	172	1	165	593	246	186	0	161	▲ 17	▲ 8	▲ 14	1	4
	中	1,094	730	182	5	177	989	697	139	0	153	105	33	43	5	24
	合計	1,670	968	354	6	342	1,582	943	325	0	314	88	25	29	6	28
		21.4	12.4				20.3	12.1				1.1	0.3			
県央	小	509	221	149	0	139	500	205	175	2	118	9	16	▲ 26	▲ 2	21
	中	1,015	713	172	0	130	907	703	167	1	36	108	10	5	▲ 1	94
	合計	1,524	934	321	0	269	1,407	908	342	3	154	117	26	▲ 21	▲ 3	115
		22.9	14.0				21.1	13.6				1.8	0.4			
中	小	387	134	146	0	107	343	148	134	0	61	44	▲ 14	12	0	46
	中	610	418	124	1	67	621	423	139	2	57	▲ 11	▲ 5	▲ 15	▲ 1	10
	合計	997	552	270	1	174	964	571	273	2	118	33	▲ 19	▲ 3	▲ 1	56
		22.2	12.3				21.3	12.6				0.9	▲ 0.3			
県西	小	206	108	55	0	43	156	90	43	0	23	50	18	12	0	20
	中	360	281	49	0	30	366	306	30	0	30	▲ 6	▲ 25	19	0	0
	合計	566	389	104	0	73	522	396	73	0	53	44	▲ 7	31	0	20
		22.0	15.2				19.9	15.1				2.1	0.1			
神奈川県	小	5,125	2,319	1,418	4	1,384	4,767	2,443	1,399	2	923	358	▲ 124	19	2	461
	中	8,681	6,592	1,216	16	857	8,230	6,898	898	5	429	451	▲ 306	318	11	428
	合計	13,806	8,911	2,634	20	2,241	12,997	9,341	2,297	7	1,352	809	▲ 430	337	13	889
		20.8	13.4				19.5	14.0				1.3	▲ 0.6			

湘南三浦教育事務所 管内	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、寒川町
県央教育事務所 管内	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
中教育事務所 管内	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県西教育事務所 管内	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

項目別調査結果の概要と捉えについて

1 暴力行為の状況（公立小・中・高等学校）

（1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP. 1～7）

ア 暴力行為の発生件数は7,277件と前年度より増加（前年度より816件増加）

イ 校種別内訳では、

小学校	3,289件	増加	前年度より1,110件増加
中学校	3,598件	減少	前年度より324件減少
高等学校	390件	増加	前年度より30件増加

ウ 形態別内訳では、

対教師暴力	893件	増加	前年度より80件増加
生徒間暴力	4,717件	増加	前年度より612件増加
対人暴力	86件	減少	前年度より2件減少
器物損壊	1,581件	増加	前年度より126件増加

エ 器物損壊を除いた暴力行為の発生件数のうち、当該暴力行為により被害者が病院で治療したケースは、（高等学校を除く）

744件（前年度より133件減少）

13.7%（器物損壊を除いた発生件数全体に占める割合、前年度より4.8ポイント下降）

オ 加害児童・生徒数は、（実人数）

小学校	2,350人	増加	前年度より700人増加
中学校	2,972人	減少	前年度より119人減少
高等学校	478人	増加	前年度より24人増加

カ 小・中・高等学校 学年別加害児童・生徒数（延べ人数）

学 年	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3
人数（人）	199	352	372	481	573	799	1,182	1,450	958
学 年	高 1	高 2	高3・4						
人数（人）	231	175	104						

キ 暴力行為を5回以上繰り返し起こした児童・生徒の状況は、

○ 該当児童・生徒数（加害児童・生徒総数＜実人数＞に占める割合）

小学校	98人（4.1%）	増加	前年度より15人増加
中学校	46人（1.5%）	減少	前年度より33人減少

○ 該当児童・生徒が起こした暴力行為発生件数（発生件数全体に占める割合）

小学校	1,006件（30.4%）	増加	前年度より294件増加
中学校	308件（8.6%）	減少	前年度より306件減少

ク 加害児童・生徒に対する学校の対応は、（高等学校を除く）

○ 連携した機関等（加害児童・生徒総数＜延べ人数＞に占める割合）

警察等の刑事司法機関等と連携した対応	355人（5.6%）
児童相談所等の福祉機関等と連携した対応	170人（2.7%）
病院等の医療機関等と連携した対応	162人（2.5%）
その他の専門的な関係機関等と連携した対応	150人（2.4%）
地域の人材や団体等と連携した対応	66人（1.0%）

○指導等の内容（加害児童・生徒総数＜延べ人数＞に占める割合）

被害者等に対する謝罪指導	4,941人（77.6％）
ルールの徹底や規範意識を醸成するための指導	4,707人（73.9％）
友人関係を改善するための指導	3,462人（54.4％）
保護者の協力を求めて、家族関係等の改善・調整	2,104人（33.1％）
当該児童生徒が意欲を持って活動できる場を用意	865人（13.6％）
教職員との関係改善	675人（10.6％）
個別に学習支援	415人（6.5％）
その他	92人（1.4％）

（２）調査結果の捉え

暴力行為の発生件数は増加しており、特に小学校での増加が顕著であった。中学校では平成20年度をピークにその後、減少傾向が続いている。中学校（含む中等教育）は、加害生徒数（実人数）も減少している。形態別では、対教師暴力、生徒間暴力、器物損壊ともに増加している。器物損壊を除く暴力行為では、被害者が病院で治療した件数は減少し、全体に占める割合も低下している。このことは、治療に至らない様な行為も学校が暴力行為と捉え、指導している結果と考えられる。

暴力行為を５回以上繰り返す児童・生徒数、発生件数は、小学校では増加し、中学校では減少している。暴力行為を繰り返す児童・生徒については、今後も早い段階から関係機関と連携し、継続的に指導・支援を行っていく必要がある。

加害児童・生徒に対する学校の指導等の内容としては、「被害者等に対する謝罪指導」「ルールの徹底や規範意識を醸成するための指導」が多く見られる。一方、「当該児童・生徒が意欲を持って活動できる場を用意」や「個別に学習支援」といった対応があまりとられていない。加害児童・生徒が自分の行為に対し、しっかりと向き合うよう指導に努めるとともに、児童・生徒の自己肯定感の向上や学校生活への意欲を高めることや、人間関係の形成につながるような指導を充実させる必要がある。

２ いじめの状況（公立小・中・高・特別支援学校・県・市町村教育委員会）

（１）調査結果の概要（詳細データは資料２のP. 8～14）

ア いじめの認知件数は7,916件（前年度より1,437件増加）

イ 校種別の内訳

小学校	5,030件	増加	前年度より1,196件増加
中学校	2,554件	増加	前年度より250件増加
高等学校	226件	減少	前年度より40件減少
特別支援学校	106件	増加	前年度より31件増加

ウ 警察に相談・通報した学校数

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
警察に相談・通報した学校数（校）	18	31	2	2
いじめを認知した学校数に占める割合（％）	2.5	8.5	2.6	10.0

エ いじめの現在の状況（平成27年度末時点）

「解消しているもの」と「一定の解消が図られたが、継続支援中」を合わせた「改善率」98.6％（前年度より0.3ポイント上昇）

オ 小・中・高等学校 学年別いじめの認知件数（＊ 特別支援学校を除く）

学 年	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3
人数（人）	440	696	798	898	1,109	1,089	1,238	928	388
学 年	高 1	高 2	高3・4						
人数（人）	114	67	45						

カ いじめの態様（回答の多いものと回答した割合）

冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	4,936件（62.4%）
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	1,247件（15.8%）
仲間はずれ、集団による無視をされる。	1,191件（15.0%）
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	485件（6.1%）
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	452件（5.7%）

キ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組（回答の多いものと回答した割合）

いじめに関して、職員会議等を通じて、教職員間で共通理解を図ったり、校内研修会を実施したりした。	1,455校（97.0%）
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた。	1,395校（93.0%）
学校いじめ基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	1,366校（91.1%）
学校いじめ基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	1,353校（90.2%）
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	1,294校（86.3%）

ク いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った具体的な方法（回答の多いものと回答した割合）

アンケート調査の実施	1,493校（99.5%）
個別面談の実施	1,118校（74.5%）
家庭訪問の実施	812校（54.1%）

ケ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
重大事態発生校数（校）	1	3	0	0	4
重大事態発生件数（件）	1	3	0	0	4
うち、第28条第1項第1号	1	1	0	0	2
うち、第28条第1項第2号	1	2	0	0	3

*いじめ防止対策推進法第28条及び第30条より抜粋

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

コ いじめ防止対策推進法第12条に規定する「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数

	策定済み		策定に向けて検討中		策定するかどうかを検討中		策定しない		計	
	該当数	構成比(%)	該当数	構成比(%)	該当数	構成比(%)	該当数	構成比(%)	該当数	構成比(%)
県	1	100	0	0	0	0	0	0	1	100
市町村	30	91	2	6	1	3	0	0	33	100

(2) 調査結果の捉え

前年度より多くのいじめを認知している。これは、国によりいじめの認知に関する考え方が詳細に示されるとともに、各学校において職員会議等での校内研修の取組が充実したことから、いじめに対しての教職員の意識が高まり、日常から積極的にいじめの早期発見に努めたほか、いじめへの迅速かつ適切な指導と支援が可能になった結果と捉えられる。

いじめの態様について、「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」「仲間はずれ、集団による無視をされる」が多い。各学校において、いじめの初期段階のものも含め、積極的に認知していると捉えられる。

いじめの改善率が上昇している。各学校で認知したいじめに対して、速やかに適切な指導と支援を行うとともに一定の解消後も指導・支援を継続している結果と捉えられる。

*いじめの改善率：いじめの認知件数のうち、年度内に「解消しているもの」と「一定の解消が図られたが、継続支援中」を合わせた件数が占める割合

3 長期欠席・不登校児童・生徒の状況（公立小・中学校）

(1) 調査結果の概要（詳細データは資料2のP.15～24）

ア 長期欠席児童・生徒数は13,832人（前年度より808人増加）

出現率は2.08%（前年度より0.13ポイント上昇）

○ 校種別の内訳

小学校	長期欠席児童数	5,125人（前年度より358人増加）
	出現率	1.13%（前年度より0.09ポイント上昇）
中学校	長期欠席生徒数	8,707人（前年度より450人増加）
	出現率	4.15%（前年度より0.22ポイント上昇）

イ 理由別長期欠席者数

病気は2,635人（前年度より333人増加）

出現率は0.40%（前年度より0.05ポイント上昇）

○ 校種別の内訳

小学校	児童数	1,418人（前年度より19人増加）
	出現率	0.31%（前年度より増減なし）
中学校	生徒数	1,217人（前年度より314人増加）
	出現率	0.58%（前年度より0.15ポイント上昇）

経済的理由は20人（前年度より13人増加）

出現率は0.00%（前年度より増減なし）

○ 校種別の内訳

小学校	児童数	4人（前年度より2人増加）
	出現率	0.00%（前年度より増減なし）
中学校	生徒数	16人（前年度より11人増加）
	出現率	0.01%（前年度より0.01ポイント上昇）

不登校は8,936人（前年度より427人減少）
出現率は1.34%（前年度より0.06ポイント低下）

○ 校種別の内訳

小学校	児童数	2,319人（前年度より124人減少）
	出現率	0.51%（前年度より0.02ポイント下降）
中学校	生徒数	6,617人（前年度より303人減少）
	出現率	3.16%（前年度より0.13ポイント下降）

その他は2,241人（前年度より889人増加）
出現率は0.34%（前年度より0.14ポイント上昇）

○ 校種別の内訳

小学校	児童数	1,384人（前年度より461人増加）
	出現率	0.30%（前年度より0.10ポイント上昇）
中学校	生徒数	857人（前年度より428人増加）
	出現率	0.41%（前年度より0.21ポイント上昇）

その他のうち、「不登校」の要因を含んでいる者は489人
出現率は0.07%

○ 校種別の内訳

小学校	児童数	281人
	出現率	0.06%
中学校	生徒数	208人
	出現率	0.10%

ウ 長期欠席に占める不登校の割合

小学校	45.2%（前年度より6.0ポイント下降）
中学校	76.0%（前年度より7.8ポイント下降）
小・中合計	64.6%（前年度より7.3ポイント下降）

エ 小中学校 不登校児童・生徒数及び学年別内訳

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
人数（人）	128	197	289	382	605	718	1,758	2,412	2,447

オ 欠席日数別不登校児童・生徒の状況

年間 30日～59日の欠席	2,000人（全体の22.4%）
年間 60日～89日の欠席	1,519人（全体の17.0%）
年間 90日～119日の欠席	1,335人（全体の14.9%）
年間120日～149日の欠席	1,340人（全体の15.0%）
年間150日～179日の欠席	1,350人（全体の15.1%）
年間180日以上欠席	1,392人（全体の15.6%）

カ 不登校児童・生徒への指導結果状況

指導の結果、登校する又はできるようになった児童・生徒の割合

小学校	41.6%（前年度より6.3ポイント下降）
中学校	36.1%（前年度より6.0ポイント下降）

指導の結果、継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童・生徒の割合

小学校	20.8%（前年度より0.3ポイント上昇）
中学校	27.2%（前年度より1.7ポイント上昇）

を合わせた「改善率」

小学校	62.4%（前年度より5.9ポイント下降）
中学校	63.3%（前年度より4.3ポイント下降）
小・中合計	63.1%（前年度より4.7ポイント下降）

キ 「指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒」に特に効果のあった学校の措置

○ 小学校（上位項目のみ）（不登校児童在籍校総数に占める割合）

登校を促すため、電話をかけたリ迎えに行くなどした。	254校（36.5%）
保健室等特別の場所に登校させて指導にあたった。	195校（28.0%）
スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった。	186校（26.7%）

○ 中学校（上位項目のみ）（不登校生徒在籍校総数に占める割合）

家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った。	282校（69.5%）
スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった。	253校（62.3%）
登校を促すため、電話をかけたリ迎えに行くなどした。	247校（60.8%）

ク 相談・指導を受けた学校外の機関

○ 小学校（上位項目のみ）（不登校児童総数に占める割合）

教育センター等教育委員会所管の機関<教育支援センターを除く>	468人（20.2%）
病院、診療所	330人（14.2%）
児童相談所、福祉事務所	254人（11.0%）

○ 中学校（上位項目のみ）（不登校生徒総数に占める割合）

教育支援センター(適応指導教室)	758人（11.5%）
教育センター等教育委員会所管の機関<教育支援センターを除く>	600人（9.1%）
病院、診療所	531人（8.0%）

ケ 学校外の相談機関等で相談・指導等を受けた人数及び割合（不登校児童・生徒数に対する）

小学校	1,114人（前年度より5人増加）	48.0%（前年度より2.6ポイント上昇）
中学校	2,170人（前年度より65人減少）	32.8%（前年度より0.5ポイント上昇）
小・中合計	3,284人（前年度より60人減少）	36.8%（前年度より1.1ポイント上昇）

（2）調査結果の捉え

不登校児童・生徒数は減少しているものの、長期欠席全体の人数が増加している。なかでも、大きく増加した「その他」の分類には、欠席の要因や背景が多様化・複雑化し、学校では主たる理由が特定できないケースが多く見られている。学校では、「その他」「病気」も含めたすべての長期欠席者に対し、個々の状況の把握に努め、保護者や関係機関と連携し、チームですべての支援にあたる必要がある。

欠席日数別不登校児童・生徒の状況は、年間30日～89日の欠席が全体の39.4%を占めることから、学校ではこの段階からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、

その要因や背景を把握するとともに、個々に応じた支援の方針を定め、保護者とともにチームで支援にあたるのが有効であると考えられる。

*不登校児童・生徒の改善率は、「登校に至る」「好ましい変化」の合計で捉えると、前年度より4.7ポイント減少し63.1%でした。これは、多様な要因や背景により、不登校の改善が難しくなっているあらわれと捉えられる。学校では、将来の社会的自立や学校生活の再開に向け、市町村が設置する教育支援センターや民間のフリースクール等と連携しながら、保護者とともに、あせらず、粘り強く、チームで継続的な支援をしていくことが大切である。特に、個々の状況に応じた多様な学習の機会や場を提供する必要がある。

*不登校の改善率：不登校児童・生徒数のうち、「指導の結果、登校する又は登校できるようになった」及び「継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった」を合わせた児童・生徒数が占める割合

4 長期欠席・不登校生徒の状況（公立高等学校）

（１）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.25～32）

ア 長期欠席生徒数は6,727人（前年度より218人減少）

長期欠席出現率は4.86%（前年度より0.20ポイント下降）

課程別の内訳

全日制	長期欠席生徒数	3,827人（前年度より370人増加）
	長期欠席出現率	2.95%（前年度より0.25ポイント上昇）
定時制	長期欠席生徒数	2,900人（前年度より588人減少）
	長期欠席出現率	33.48%（前年度より4.10ポイント下降）

イ 不登校生徒数は3,183人（前年度より493人減少）

全生徒数のうち不登校生徒の割合（出現率） 2.30%（前年度より0.38ポイント下降）

課程別の内訳

全日制	不登校生徒数	2,008人（前年度より5人増加）
	出現率	1.55%（前年度より0.01ポイント下降）
定時制	不登校生徒数	1,175人（前年度より498人減少）
	出現率	13.56%（前年度より4.46ポイント下降）

ウ 不登校生徒が相談・指導を受けた学校内外の機関等

病院や診療所、民間団体等の機関で相談・指導等を受けた実人数 279人 8.77%
（前年度より61人減少 0.48ポイント下降）

養護教諭やスクールカウンセラーに専門的な相談を受けた実人数 726人 22.81%
（前年度より17人減少 2.60ポイント下降）

（２）調査結果の捉え

長期欠席生徒数が減少したことについては、欠席理由に関わらず、早期発見・対応に努め、きめ細かな支援を行った結果と捉えられる。

定時制における不登校生徒が多いことについては、中学時より不登校となっていた生徒を定時制が受け入れているためと考えている。

長期欠席生徒や不登校生徒への指導・支援については、生徒指導担当者会議や教育相談コーディネーター会議等において、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる校内のチーム支援の考え方、外部資源の活用等のノウハウや情報を提供することにより、学校全体で取り組む教育相談体制の構築を図っていく必要がある。

長期欠席者の減少にむけて、各学校が、一人ひとりの学びのペースや個別のニーズにきめ細かく対応し、家庭や地域、関係機関等と連携しながら、学習意欲や通学意欲を高める指導・支援を行う必要がある。

5 中途退学者等の状況（公立高等学校）

（１）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.33～36）

ア 中途退学者数は2,753人（前年度より410人減少）

課程別の内訳

全日制	中途退学者数	1,127人（前年度より1人増加）
	中途退学率	0.87%（前年度より0.01ポイント下降）
定時制	中途退学者数	928人（前年度より252人減少）
	中途退学率	10.72%（前年度より2.00ポイント下降）
通信制	中途退学者数	698人（前年度より72人減少）
	中途退学率	14.35%（前年度より0.26ポイント下降）

イ 中途退学に至った理由について

全日制	進路変更	474人・42.1%（前年度475人・38.9%）
	学校生活・学業不適應	375人・33.3%（前年度377人・30.9%）
	学業不振	151人・13.4%（前年度108人・8.8%）
定時制	進路変更	368人・39.7%（前年度437人・37.3%）
	学校生活・学業不適應	239人・25.8%（前年度308人・26.3%）
	仕事の多忙等その他の理由	180人・19.4%（前年度260人・22.2%）
通信制	仕事の多忙等その他の理由	424人・60.7%（前年度485人・63.0%）
	学校生活・学業不適應	188人・26.9%（前年度10人・1.3%）
	進路変更	71人・10.2%（前年度82人・10.6%）

ウ 懲戒による退学者数は1人（前年度0人）

（２）調査結果の捉え

中途退学者を減少させるために、生徒が学校生活を継続し卒業を目指せるよう、職員がきめ細かな粘り強い生徒指導・教育相談に取り組んでいる。定時制において、特に減少しているのは、各学校において、きめ細かい学習指導と、さまざまな課題を抱えた生徒に対する支援体制の充実の効果が現れた結果と考えている。通信制については、「学校生活・学業不適應」や「進路変更」により中途退学している生徒が多いが、「その他の理由」が最も多いのは、他にも様々な課題を抱える生徒が多いためと捉えている。

不登校等様々な課題のある生徒に対する継続的な支援に向けて、教育相談コーディネーターを中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の充実を図ることが重要である。そのために、生徒指導担当者会議や教育相談コーディネーター会議等において、チーム支援の考え方や外部資源の活用等のノウハウや情報を提供していく。

各学校が、一人ひとりの学びのペースや個別のニーズにきめ細かく対応し、学習意欲や通学意欲を高める指導・支援を行う必要がある。

進路変更や学校生活・学業不適應等の理由により中途退学している生徒がいることを踏まえ、中学生に対して、進学を希望する高校についての十分な理解を深めるためのわかりやすい情報を提供していくことが重要である。

6 自殺の状況（公立小・中・高等学校）

（１）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.37）

中学生 1 人、高校生 8 人、合計 9 人

（２）調査結果の捉え

9 人の尊い命が失われたことを真摯に受け止め、学校教育活動全体を通じ、いのちの授業を始めとする「いのちを大切にする教育」の取組を充実・推進するとともに、自殺予防に向けた取組をさらに強化することが重要である。

7 出席停止の状況（公立小・中学校）

（１）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.38）

中学生 1 件

（２）調査結果の捉え

平成27年度、出席停止に該当するのは 1 件であった。日頃から問題行動等の未然防止に努めるとともに、問題が長期化、重篤化しないよう学校、教育委員会、警察等の関係機関、保護者等が密接な連携や協力を図り、効果的な対応方法について検討することが重要である。

8 教育相談の状況（県・市町村教育委員会）

（１）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.39～40）

県・市町村（含む政令指定都市）における教育相談機関 57機関、教育相談員数421人、1 機関あたり7.4人。

教育相談件数 49,363件

（２）調査結果の捉え

暴力行為の発生件数や長期欠席者数が増加しており、関係機関と連携するなど、学校外における教育相談の重要性が高まっている。児童・生徒本人及び保護者等が気軽に相談することができる機関や施設について、引き続き周知していくとともに、学校と教育相談機関等が連携した取組を今後とも推進する必要がある。

神奈川県教育委員会の主な取組について

神奈川県教育委員会では、児童・生徒の問題行動や不登校等に対して、次のような取組の充実に努めている。

<全般に関する取組>

■ かながわ元気な学校ネットワークの推進（H23～）

産・官・学・民からの委員で構成する「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」（H23.8設置）を推進母体に、プロジェクト等に取り組むことにより、すべての子どもたちを元気にし、教職員・保護者も、さらに地域の人たちも元気にするような学校づくりを推進する。

■ 「かながわ子どもスマイル（SMILE）ウェーブ」の展開（H23～）

平成24年3月に開催の「かながわ元気な学校づくり全県生徒代表総会」を契機に、県内の各地域で大人が子どもの育ちに関心を持ち、積極的に子どもと関わりを深めるため、「地域生徒代表総会」を展開する。

■ かながわ「いのちの授業」の推進（H24～）

「いのち」のかけがえのなさ、夢や希望をもって生きることの大切さ、人への思いやりなど、「いのち」や他者との関わりを大切に、子どもたちにあらゆる人がかかわって百万通りの「いのちの授業」を展開し、心ふれあう教育の推進を図る。

■ 「神奈川県児童・生徒の問題行動等に関する短期調査」の実施（H22～）

いじめ・暴力行為、不登校の状況を教育委員会が随時把握することを通じて、即時的な対応・支援の充実につなげることをねらいとして実施。

第1期 4～7月 第2期 4～9月 第3期 4～12月

■ スクールカウンセラーの活用（H7～）

（H28）中学校：全中学校に配置（政令市は独自に配置）

小学校：中学校に配置のSCが対応

高 校：60校を拠点として全高等学校に対応

また、平成27年度からスクールカウンセラーアドバイザーを教育事務所に配置し、スクールカウンセラーの相談業務の支援等を行う。

■ スクールソーシャルワーカーの活用（H21～）

（H28）小・中学校：4教育事務所に配置（政令・中核市は独自に配置）

高 校：原則として、10地区に各2校を拠点として配置

■ 教育相談コーディネーターの養成・配置（H16～）

国が示す「特別支援教育コーディネーター」を、県の「支援教育」の理念に基づき養成し、チーム支援の中核を担う役割として、全ての公立学校に配置している。

■ 相談窓口の開設（H6～）

総合教育センターに電話相談窓口として「いじめ110番」を開設。平成18年からは24時間受付体制を整備し、また「24時間子どもSOSダイヤル」と名称を変え、対応している。

■ 学級経営支援事業（H27～）

小学校において、学級経営支援のため、経験豊かな退職教員を非常勤講師として派遣し、課題を抱える児童や学級に対し、継続的指導・支援を行い、問題行動等の未然防止を図っている。

<いじめに関する取組>

■ 「いじめ問題に係る点検・調査」の実施（H18～）

文部科学省通知のチェックリストを活用した従来の点検項目に、平成24年度に実施した「いじめ問題に関する児童生徒の実態把握及び学校の取組状況に係る緊急調査（文部科学省）」、いじめ防止対策推進法等を反映させ、市町村教委や各学校が自己の取組を点検するための調査を、県独自に毎年度実施している。

■いじめ防止教室（H24～H28）

かながわボランティア活動推進基金21協働負担金事業の一環として、NPO法人「湘南DVサポートセンター」との協働により、生徒、教員、保護者、地域の大人が、いじめの被害者が受けるダメージについて知り、生徒たちがいじめをなくすため主体的に取り組む自治的活動につなげることを目的に、いじめ防止教室を実施している。

<長期欠席に関する取組>

■不登校相談会・進路情報説明会（H18～）

県・市町村教育委員会と県内各地のフリースクールやフリースペースとの連携・協働により、不登校で悩む児童・生徒や高校中退者及びその保護者等を対象に相談会を行い、進路に見通しがもてるように情報提供し、一人ひとりの自立や学校生活の再開に向けて支援している。

参考URL

<不登校に関する資料>

- ・「神奈川県不登校対策検討委員会 報告書」
神奈川県教育委員会 平成21年5月 改定
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/521800.pdf>
- ・「神奈川県不登校対策検討委員会 報告書【最終版】」
神奈川県教育委員会 平成23年5月 改定
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/521799.pdf>
- ・「登校支援のポイントと有効な手立て」
神奈川県教育委員会 平成26年2月 改訂
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6692/p572710.html>

<いじめ対策サポート会議・神奈川県教育委員会作成資料>

- ・「学校のいじめ初期対応のポイント」
- ・「市町村教育委員会におけるいじめ問題への対応」
- ・「保護者・地域の皆様へ いじめをしない させない 許さない！」
平成25年3月
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f470374/p657386.html>
- ・「いじめ早期発見・早期対応のためのアンケートについての配慮事項」
神奈川県教育委員会 平成25年7月
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f470374/p678813.html>

<関係機関との連携等に関する資料>

- ・「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」
～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の構築に向けて～
神奈川県教育委員会 平成23年3月
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417834/p477052.html>
- ・「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」2
～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の充実に向けて～
「関係機関との連携支援モデル」
神奈川県教育委員会 平成26年3月 一部改訂
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417834/p477052.html>
- ・「関係機関との連携構築支援プログラム」
神奈川県保健福祉局福祉部生活援護課 平成27年7月
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/779892.pdf>

- ・「協働支援チーム宣言」
自立活動教諭（専門職）とのチームアプローチによる支援が必要な子どもの教育の充実
神奈川県教育委員会 平成22年 3月
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6722/>
- ・「不登校児童・生徒の学校生活再開や将来の社会的自立に向けて」
神奈川県教育委員会 平成27年 7月 一部変更
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6692/p572031.html>

<教育相談・学習支援等に関する資料>

- ・「教育相談事例から考えるいじめとその対応」
神奈川県立総合教育センター 平成19年 4月
<http://kjd.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/ijimetaiou.pdf>
- ・「はじめようケース会議Q & A」
神奈川県立総合教育センター 平成21年 3月
http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/h20/pdf/case_m.pdf
- ・「明日から使える支援のヒント～教育のユニバーサルデザインをめざして～」
神奈川県立総合教育センター 平成22年 3月
<http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/download/h21pdf/hint.pdf>
- ・「外国につながるのある児童生徒への指導・支援の手引き」
神奈川県教育委員会 平成24年 6月
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f420361/>

<自殺等に関する資料>

- ・「中高生の自殺予防に向けた こころサポートハンドブック」
神奈川県教育委員会 平成23年 3月
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360398/>
- ・「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」
文部科学省 平成22年 3月
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/04/__icsFiles/afielddfile/2010/11/16/1292763_02.pdf

<体罰防止に関する資料>

- ・「体罰防止ガイドライン」「校内研修ツール」
神奈川県教育委員会 平成25年 7月
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f480328/>